

（前文）

人類は、この地球に誕生して以来、大気、水、大地、生物等の自然の微妙な均衡の下に、その恵みを享受してきた。そして、京都の先人たちは、緑豊かな山々、清らかな流れ等の恵まれた自然の中で、優れた文化を創造するとともに、趣のある都市景観を形成する等、世界の人々を魅了する個性に満ちたまちを形作ってきた。

しかしながら、都市化の進展や生活様式の変化に伴って、都市生活に特有の公害が顕在化する等、私たちの身近な環境に様々な影響が現れてきた。更に、先進国を中心とする大量生産、大量消費及び大量廃棄を伴う人の活動は、直接又は間接に環境への負荷を増大させ、その影響は、自然の持つ復元力を超え、現在及び将来の人類を含むすべての生物の生存の基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境は、地球上のすべての生物にとって掛け替えのないものであり、すべての人は、その環境を享受する権利を有するとともに、その健全で恵み豊かな環境を保全し、将来の世代に継承していく責務を負っている。

このような認識の下に、本市、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において環境の保全に取り組むことにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを決意し、この条例を制定する。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、次の各号に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 環境の保全は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことができない健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境が将来にわたって維持されるよう適切に行われなければならないこと。
- (2) 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市を実現することを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、総合的かつ計画的に行われなければならないこと。
- (3) 環境の保全は、本市、事業者及び市民が、すべての活動を行うに当たって、環境の保全の重要性を理解し、環境の保全について十分な配慮をするとともに、環境の保全に関する活動に参加し、及び協力することにより行われなければならないこと。
- (4) 環境の保全は、恵まれた自然の中で優れた文化を創造してきた京都の環境の特質を生かすように推進されなければならないこと。
- (5) 地球環境の保全は、本市、事業者及び市民がこれを共通の課題であると認識し、その認識が施策、事業活動及び日常生活に反映されることにより積極的に推進されなければならないこと。

（環境基本計画）

第9条 市長は、本市の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

京都市環境基本条例（抄）

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する個別の分野の施策の大綱
- (3) 環境の保全に関する配慮の指針
- (4) その他環境の保全に関する重要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、京都市環境審議会の意見を聴くとともに、事業者及び市民の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画と他の施策との整合）

第10条 本市は、施策を策定し、又は実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を確保しなければならない。

第4節 個別の分野における施策

（公害等の防止に係る施策）

第18条 本市は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立に係る施策）

第19条 本市は、環境への負荷の少ない総合的な交通体系の確立を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（資源の循環的な利用等に係る施策）

第20条 本市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の節減及び循環的な利用、エネルギーの節減及び有効的利用並びに廃棄物の減量について、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（事業者による環境管理の促進に係る施策）

第21条 本市は、事業者が自らの事業活動に伴う環境への負荷を低減させるための環境管理の実施を促進するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（監視等に係る施策）

第22条 本市は、環境の状況を把握するとともに、公害の発生を未然に防止するために必要な監視、観測、測定及び検査を行わなければならない。

- 2 本市は、環境に係る監視、観測、測定及び検査を行うために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

（歴史的な自然環境の保全に係る施策）

第23条 本市は、文化財と一体となった固有の自然環境を保全し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（良好な都市景観の保全及び形成に係る施策）

第24条 本市は、固有の景観を形成している趣のある町並み、その背景となる山並み等の都市景観を保全するとともに、それぞれの地域にふさわしい都市景観を形成し、及び保全するために必要な措置を講じなければならない。

京都市環境基本条例（抄）

（緑地及び水辺の保全と創造に係る施策）

第25条 本市は、緑地及び水辺を保全し、創造し、及び活用するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（自然環境の保全に係る施策）

第26条 本市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（地球環境の保全に係る施策）

第27条 本市は、地球の温暖化の原因となる物質及びオゾン層を破壊する物質の排出の抑制その他地球環境の保全に資する施策を推進しなければならない。

（国際協力及び国際交流に係る措置）

第28条 本市は、地球環境の保全に関する国際協力及び国際交流の推進に努めなければならない。

第5節 参加と協力のための施策

（環境の保全に関する教育、学習等）

第29条 本市は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により、事業者、市民及び滞在者が環境の保全に関する理解を深めるとともに、環境の保全に関する活動を適切に行うことができるようにするために必要な措置を講じなければならない。

（情報の収集及び提供）

第30条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するため、環境の保全に関する情報を収集し、及び提供するよう努めなければならない。

（自発的な活動の促進及び支援）

第31条 本市は、個人又は団体による自発的な環境の保全に関する活動を促進し、及び支援するとともに、当該活動を行う者の連携を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（環境の保全に関する行動計画）

第32条 市長は、事業者、市民及び滞在者の環境の保全に関する行動を促進するため、環境の保全のための行動計画（以下「行動計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、行動計画を周知するとともに、その実施を促進するよう努めなければならない。

3 市長は、行動計画の策定及びその実施の促進に当たっては、事業者、市民及び滞在者が行動計画の策定及び実施に参加し、及び協力するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（協力と連携のための推進体制）

第33条 本市は、事業者、市民及び滞在者がそれぞれの立場において相互に協力し、及び連携して環境の保全に関する活動を推進するための体制を確立するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。